

小千谷市立図書館図書廃棄基準

◎蔵書更新

蔵書を永久に保存することを目的とした国立国会図書館などを除き、一般の公立図書館では蔵書の一部を除去し、蔵書全体の若返りを図り、図書館全体の蔵書や、閉架書庫の図書を利用者にとって常に使いやすく、生きた状態に維持する必要がある。

図書館の蔵書が増えるにつれて、蔵書数だけは増大するが、そのままに放置すると、次のような利用上・管理上の問題が生ずる。

1. 図書が増えて書架がいっぱいとなり、新刊書の入る余地がなくなる。
2. 新刊書が古い図書のなかに埋もれてしまい、魅力を失い、さがしにくくなり、全体に古い図書ばかりのような感じを受けてしまう。
3. 古い内容の図書によって、過去の誤った情報を提供してしまう弊害がおこることがある。
4. 限られた書架スペースを、ほとんど利用されなくなった図書で占拠してしまう。
5. 未電算化図書館では、多くなった蔵書のほとんどが刊行されてから相当の年数を経過し、目録カードの表記法の変化やカード自体の枚数の増加により、検索や書架から該当する図書をさがし出すことが著しく困難となってくる。

これらのことから、廃棄による除籍が必要となってくるが、大きく分けて次の基準を設けることとする。

(1) 形態的基準

- ・利用頻度が高く、図書の背の部分の綴じ込み等が破損したもの。ページが切れているものや落丁となったもの。

- ・表紙・本文に書き込みや切り抜きがあるものなどで、補修不能で資料として利用に耐えないもの。

(2) 内容的基準

- ・該当図書の内容が劣化し、新版が刊行されたもの。
- ・逐次刊行物ですでに相当年数を経過したもの。
- ・他の資料により、同様の情報が得られるもの。

(3) 利用状況による基準

- ・一時的なブームにより、多数のリクエストがあり複本化を図ったが、流行がすぎて利用が激減したようなもの。

以上のような基準をもとに歴史的資料価値の残るもの(文学・歴史・哲学・芸術など)は相当程度の保存が必要である。

また、内容の劣化の速いもの(自然科学・技術・産業など)は刊行後10年以上の年数を経たもので、上記の基準に該当するものは除籍の対象とする。

ただし、郷土資料については、極力保存・収集に努める。